

# 中国におけるポストコロナ時代 ソフトウェア企業の優遇税制 (2023年2月)

## 【報告書の利用についての注意・免責事項】

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地会計事務所 上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性およびサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

## 作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail : [BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・大連事務所  
E-mail : [PCD@jetro.go.jp](mailto:PCD@jetro.go.jp)

# JETRO

ソフトウェア企業はコンピューターソフトウェアの開発生産、システム統合、応用サービスとその他の技術サービスを主たる経営業務とし、高い研究開発性、高い革新性、高い技術性の特徴を持っている。2020年度に新型コロナウイルス感染が発生して以来、ソフトウェア企業は深刻な打撃を受けている。本レポートでは、上記を背景に、ソフトウェア企業の更なる発展を促進するために、ソフトウェア企業の業界に関する優遇政策およびソフトウェア企業自身の研究開発および革新性などの特徴を考慮し、ソフトウェア企業の関連業務に関する税収優遇政策および一定の条件に合致する場合に享受できるハイテク企業の政策、研究開発費用の追加控除優遇政策を整理した。

## 一、ソフトウェア企業の関連業務および費用に係る優遇税制

### 1. 自社で開発生産したソフトウェア製品の販売に関する税収優遇政策

(1) 自社で開発生産したソフトウェア製品を販売する場合、増値税の実際税負担が3%を超えた部分について、徴収即還付政策

現行の税法規定に基づき、増値税一般納税者が自社で開発生産したソフトウェア製品を販売する場合は、13%（注1）の税率により増値税を徴収した後、増値税の実際に税負担が3%を超えた部分について、徴収即還付の政策を実施する。

増値税一般納税者がソフトウェアを輸入し、それを現地化改造した後に販売した場合は、上記の政策を享受することができる。現地化改造とは、輸入ソフトウェア製品の再設計、改良、転換などを行うことであり、単純に輸入ソフトウェア製品に対して漢字化処理を行うことは含まれない。

上記優遇政策を享受するソフトウェア製品は、以下の条件を満たす必要があり、所轄税務局の審査承認が必要である。

- ① 省レベルのソフトウェア産業主管部門より認可されたソフトウェア検定業者が発行した検定証明資料の取得
- ② ソフトウェア産業主管部門より発行した「ソフトウェア製品登録証明書」または著作

---

注1 「ソフトウェア製品の増値税政策に関する通知」（財税[2011]100号）、「財政部、税務総局の増値税税率の調整に関する通知」（財税[2018]32号）、「増値税改革の深化に関する政策に関する公告」（財政部、税務総局、税関総署公告 2019年第39号）

権行政管理部門より発行した「コンピューターソフトウェア著作権登録証明書」の取得

## (2) ソフトウェア企業が取得した徴収即還付の税額に関する企業所得税政策

ソフトウェア企業が取得した上記の徴収即還付の税額は、企業所得税の課税所得とすることができ、または、以下の条件を同時に満たす場合に、非課税所得とすることもできる。

- ① ソフトウェア企業の要件を満たす。(保管資料が揃っている)
- ② 企業がソフトウェア製品の研究開発と拡大再生産に使用し、単独で計算を行う(注2)。

また、取得した徴収即還付の税額を非課税所得とするには、次の点に注意する必要がある。

- ① 徴収即還付の税額を非課税所得とした場合、企業が収入を認識した時点から 60 カ月以内に使用しきれなかった部分に関して、課税所得として企業所得税を納付する必要がある。
- ② 非課税所得を使用して発生した費用または形成された資産は、損金算入または減価償却費を計上してはならない。
- ③ 非課税所得に含まれる研究開発費は、追加控除してはならない(注3)。

## 2. 技術移転、技術開発に関する税収優遇政策

- (1) 技術移転、技術開発およびそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスを提供して取得した収入は増徴税を免除する。

現行の法規規定に基づき、技術移転、技術開発およびそれに関連する技術コンサルティング、技術サービス(注4)を提供して取得した収入は増徴税を免除する。

納税者は増徴税の免除を申請する場合、技術移転、技術開発の契約書を持参し、納税者所在地の省レベルの科学技術主管部門に認定しなければならない。現時点では、税務

---

注2 「ソフトウェア産業と集積回路産業の発展をさらに奨励する企業所得税政策の通知」(財税[2012] 27号)

注3 「中華人民共和国企業所得税法实施条例(2019年改訂)」(中華人民共和国国务院令第714号、以下「所得税条例」)

注4 「營業税から増徴税への切り替えの全面的な推進に関する通知」(財税[2016]36号)添付3「營業税から増徴税への切り替えの試行政策の規定」

局の要求（注5）に基づき、増値税の納税申告時に規定に従って、申告書における相応する免税欄に記入して、関連する証明書類を税務局で届出する必要がなく、今後の検査のために保管する必要がある。

## (2) 技術譲渡所得に関する企業所得税の減免政策

現行の法規に基づき、納税年度内に居住者企業の技術移転所得が 500 万円を超えない部分は、企業所得税を免除する。500 万円を超える部分は、企業所得税を半減して徴収する（注6）。

## 3. 従業員研修費用の企業所得税政策

一般企業に発生した従業員教育経費支出について、給与総額の 8%を超えない限度額に基づき損金算入することができる（超える部分は将来の納税年度に控除することができる）一方、現行の税法規定に基づき、一部の特殊業界、例えば条件に合致するソフトウェア企業の従業員研修費用は、単独で計算し、実際の発生額に基づき全額で損金算入することができる（注7）。

---

注5 「国家税務総局の増値税優遇政策のさらなる最適化処理プロセスおよびサービスに関する公告」（国家税務総局公告 2021 年 4 号）

注6 「中華人民共和国企業所得税法（2018 年改正）」（中華人民共和国主席令第 23 号）および所得税条例

注7 「ソフトウェア産業と集積回路産業の発展をさらに奨励する企業所得税政策の通知」（財税[2012] 27 号）および「中華人民共和国工業・情報化部国家発展改革委員会財政部国家税務総局公告」（2021 年 10 号）

## 二、国が奨励するソフトウェア企業 VS 重点ソフトウェア企業の税収優遇政策

「ソフトウェア企業」と「重点ソフトウェア企業」はソフトウェア業界における二つのインセンティブ政策である。

条件に合致するソフトウェア企業は最初の生産経営収入の属する納税年度（注8、下記は同様）から起算して、1年目から2年目まで企業所得税を免除し、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する（以下、企業所得税の「2免3半減」）。条件に合致する重点ソフトウェア企業は最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から5年目まで企業所得税を免除し、以降年度は10%の税率で企業所得税を徴収する（以下、企業所得税の「5免+10%」）。ソフトウェア企業の5年間の優遇期間のうち、ソフトウェア企業の要求を満たしていない年度は、その当期にソフトウェア企業の優遇を享受してはならない。かつソフトウェア企業が定期的に免税優遇を享受する期間は連続的に計算し、途中で欠損やその他の原因によって中断してはならない。

下表は、政策の享受要件と優遇内容についてまとめている。

表1:「ソフトウェア企業」と「重点ソフトウェア企業」の税収優遇政策

適用対象	享受要件（注9）	優遇内容
ソフトウェア企業	<ul style="list-style-type: none"><li>●学歴が学士および以上の従業員の割合 ≥ 40%</li><li>●研究開発人員の割合 ≥ 25%</li><li>●研究開発費用の割合 ≥ 7%、かつ国内の研究開発費用が総額に占める割合 ≥ 60%</li><li>●ソフトウェア製品の関連収入の割合 ≥ 55%（組み込みソフトウェア ≥ 45%）、かつ自主開発収入の割合 ≥ 45%（組み込みソフトウェア ≥ 40%）</li><li>●知的財産権</li></ul>	企業所得税 「2免3半減」

注8 会社設立後、課税所得（繰越欠損金控除後）が初めて発生した年度を1年目と機械的にカウントする。

注9 享受要件は「中華人民共和国工業・情報化部、国家発展改革委員会、財政部、国家税務総局公告2021年第10号」、「2022年に税収優遇政策を享受する集積回路企業またはプロジェクト、ソフトウェア企業リストの制定に関する要求に関する通知」（発改高技[2022]390号）をご参照されたい。

適用対象	享受要件（注9）	優遇内容
重点ソフトウェア企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記のソフトウェア企業が満たすべき条件</li> <li>●重点ソフトウェア分野</li> <li>●重点ソフトウェア分野別のその他の条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基礎ソフトウェアの専門開発、開発設計類の産業用ソフトウェア企業：ソフトウェア製品関連年度収入 ≥ 5,000 万元</li> <li>✓ 生産制御系工業ソフトウェア、新興技術ソフトウェア、情報セキュリティソフトウェアを専門に開発する企業。ソフトウェア製品関連年度収入 ≥ 1 億元、課税所得額 ≥ 500 万元、研究開発人員の割合 ≥ 30%、研究開発費の割合 ≥ 8%</li> <li>✓ 重点分野のアプリケーションソフトウェア、経営管理系工業ソフトウェア、共有クラウドサービスソフトウェア、組み込みソフトウェアを専門に開発する企業。ソフトウェア製品関連年度収入 ≥ 5 億元、課税所得額 ≥ 2,500 万元、研究開発人員の割合 ≥ 30%、研究開発費の割合 ≥ 7%</li> </ul> </li> </ul>	企業所得税 「5 免+10%」

また、ソフトウェア企業は独自で優遇政策の適用要否を判断し、将来調査のために資料を保管することができる。一方、重点ソフトウェア企業については、リストに従って管理している。リストアップを申請した企業は、原則として毎年3月25日から4月16日までに情報記入システムに申請を提出し、必要な証明資料を各省、自治区、直轄市および計画単列市、新疆生産建設兵団發展改革委員会または工業・情報化主管部門（地方發展改革委員会が受入機関を確定する）に報告する。上記の受入機関は企業が申告した情報に対して初審査・推薦を行った後、国家發展改革委員会、工業・情報化部に報告し、国家發展改革委員会、工業・情報化部、財政部、税関総署、税務総局が共同で審査確認を行い、共同で印刷・配布する。リストが印刷される前に、企業は税務の関連する管理規定に基づき、企業の条件とプロジェクト基準に基づき、先行して国内の重点ソフトウェア企業の税収優遇政策を享受することができる。リストが印刷配布された後、企業がリストに登録されていない場合は、規定に従って優遇を受けた企業所得税を追加納付しなければならない。

### 三、条件に合致するソフトウェア企業がハイテク企業資格を申請する、および研究開発費用を追加控除する

ソフトウェア企業は通常、研究開発と技術成果の転化を継続的に行い、比較的高い研究開発能力を持っている。しかし、ソフトウェア企業の所得税優遇政策は最大5年間しか適用できない。そのため、一定の条件を満たす場合、ソフトウェア企業はハイテク企業の資格を申請することができ、研究開発費の追加控除優遇政策を適用することができる。

#### 1. ハイテク企業の認定要件

ハイテク企業とは、『国家が重点的に支援するハイテク分野』の範囲内で、研究開発と技術成果の転化を継続的に行い、企業のコア自主知的財産権を形成し、それを基礎に経営活動を展開する居住者企業を指す。「ハイテク企業認定管理弁法」（国科発火[2016]32号）に基づき、ハイテク企業の認定は、下表の関連要件を同時に満たす必要がある。

表2：ハイテク企業の認定要件

主要評価指標	申請要件
企業の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立期間 &gt;1 年</li> <li>国家重点支援のハイテク分野</li> <li>自主研究開発、譲り受け、贈与、買収合併などの方式で、主要製品（サービス）が技術的にコアサポートを発揮する知的財産権の所有権の獲得</li> </ul>
従業員に関する要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発者/科学技術者の割合 <math>\geq 10\%</math></li> </ul>
研究開発費用 (企業の最近三つの会計年度の研究開発費用に関する要求)	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近の年間売上高 &lt; 5,000 万元 研究開発費用の割合 <math>\geq 5\%</math>；</li> <li>直近の年間売上高 5,000 万元～2 億元 研究開発費用の割合 <math>\geq 4\%</math>以上；</li> <li>直近の年間売上高 &gt; 2 億元 研究開発費用の割合 <math>\geq 3\%</math></li> <li>❖ 中国国内で発生した研究開発費用の割合 <math>\geq 60\%</math></li> </ul>
経営収入の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイテク製品（サービス）収入の割合 <math>\geq 60\%</math></li> <li>主要製品（サービス）収入の割合 &gt; 50%</li> </ul>
企業の研究開発と革新能力	(満点 100 点、70 点以上必要) <ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権 (30 点)</li> <li>科学技術成果の転化能力 (30 点)</li> </ul>

主要評価指標	申請要件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発組織の管理能力（20点）</li> <li>企業の成長性（20点）</li> </ul>
事故および違法行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請の前年度までに重大な安全、重大な品質事故または重大な環境違法行為が発生していない</li> </ul>

## 2. ハイテク企業の税収優遇政策

ハイテク企業に関しては、企業所得税優遇政策のほか、不定期に関連する優遇政策が打ち出される。下表は現時点の関連政策を整理した。

表3：ハイテク企業の税収優遇政策

項目	税収優遇政策
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイテク企業証書の発行日の所属年度から、15%の税率により減額徴収する。</li> <li>条件に合致するソフトウェア企業が同時にハイテク企業と認定された場合、所得税適用税率はハイテク企業またはソフトウェア企業の優遇税率の適用を選択することができる。</li> </ul>
損失補填	<ul style="list-style-type: none"> <li>損失補填繰越期限は10年まで延長する。</li> </ul>
固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年10月1日～2022年12月31日に新しく購入した設備、器具は、当年度に全額を一括で損金算入し、かつ100%追加控除できる。</li> <li>当年度控除不足の場合、繰り越すことができる。</li> </ul>

## 3. 関連法規の要求を満たす研究開発費用は追加控除できる

研究開発活動とは、企業が科学・技術に関する新しい知識またはその独創的な運用方法の獲得、または技術、製品（サービス）、工程の実質的な改善・改良のために、明確な目標に向けて持続的に行う研究開発活動を指す。

研究開発費追加控除のポイントは下図をご参照されたい。



- 政策に定める研究開発費用追加控除の条件を満たしているが、2016年1月1日以降当該税収優遇を享受しなかった企業は、届出手続を行えば、最大**3年間遡及**し享受することができる。
- 税務機関は定期的に査察を行い、追加控除を享受する企業に対する**年度査察率は20%を下回ってはならない**。
- 税務機関が、企業の追加控除適用プロジェクトに異議がある場合、**科学技術部門の鑑定意見を要請**することができる。

### 適用範囲

- 適用対象ではない**業界と企業活動**を列挙する「**ネガティブリスト**」を明確にする。

### 後続管理と 査察

### 費用の 集計範囲

- 研究開発人員の人件費（派遣社員の役務費を含む）
- 直接投入費用
- 償却費用
- 新製品の設計費用
- その他直接研究開発に関する費用（総額の10%まで）
- 研究開発活動「**専用**」に限らない

### 保管資料

- 法規の要求に基づき、保管すべき資料を準備する。

### 委託研究開発 費用の処理

- 委託研究開発費用の**80%**を追加控除できる。
- 海外への委託研究開発費用は、**国内における適格の研究開発費用の2/3を超えない**範囲で追加控除が認められる。
- 科学技術関係の所轄政府機関に契約書の**登記**を申請しなければならない。

### 集計と計算管理

- 補助簿、補助簿まとめ表（年ごとに申告する）を標準化する。
- 研究開発**プロジェクト別**に研究開発費用を**集計**する。



現行の法規に基づき、製造業企業または科学技術型中小企業が研究開発活動を展開する中で実際に発生した研究開発費用は、無形資産を形成せずに、当期損益に計上した場合、事実に基づき控除した上で、発生額の 100%を追加控除することができる。

2018年1月1日から2023年12月31日までの期間に、ほかの業界企業が研究開発活動を展開する中で実際に発生した研究開発費用は、無形資産を形成せずに、当期損益に計上した場合、事実に基づき控除した上で、発生額の 75%を追加控除することができる。無形資産を形成した場合、上記期間中に無形資産取得原価の 175%を減価償却する。また、2022年10月1日から2022年12月31日までの期間に、現行の研究開発費用追加控除比率 75%を適用している企業は、追加控除比率を 100%に引き上げる（注10）。

ポストコロナ時代において、国が減税・料金引き下げに力を入れている好況の下で、企業はコンプライアンスを高めると同時に、合理的かつ合法的に税優遇政策を適用することが企業の成長を促す結果となる。

---

注10 「研究開発費追加控除比率の引き上げに関する通知」（財税[2018]99号）、「一部の税優遇政策の執行期限の延長に関する公告」（財政部、税務総局公告 2021年第6号）、「研究開発費追加控除政策の更なる整備に関する公告」（2021年第13号）、「科学技術型中小企業の研究開発費追加控除比率のさらなる引き上げに関する公告」（2022年第16号）、「財政部税務総局科学技術部科学技術革新税引前控除の支援強化に関する公告」（財政部税務総局科学技術部公告 2022年第28号）